7　男女がともに働きやすく・人的資本経営の推進をお考えの場合

1　仕事と家庭の両立支援の取組を進めたいとき

《相談窓口》

◎　一般事業主行動計画の策定や取組に関する相談
（次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法）

内　　容	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出及び周知、公表方法や取組、くるみん・えるぼし認定に関する相談に応じています。
窓　　口	広島労働局　雇用環境・均等室　TEL 082-221-9247

◎　育児・介護休業法に関する相談

内　　容	育児又は家族の介護を行う労働者に対する育児・介護休業制度、所定外労働の免除、時間外労働・深夜業の制限制度、勤務時間短縮等の措置及び子の看護休暇制度・介護休暇制度についての相談に対応しています。育児・介護休業法に定める事項に関し労働者と事業主の間で生じた紛争についての解決を援助します。
窓　　口	広島労働局　雇用環境・均等室　TEL 082-221-9247 『【広島版】両立支援のひろば』 https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/banner/hiroshima_ryouritu.html

《登録制度》

◎ 広島県仕事と家庭の両立支援登録企業制度

内　　容	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、「仕事と家庭の両立支援」に取り組む企業を、県が登録する制度です。平成 27 年４月から、子育てだけでなく、介護との両立についても登録できるようになりました。登録企業には、登録証及び登録マークを交付するとともに、県のホームページ等で企業の取組内容を紹介しています。
窓　　口	＜仕事と家庭の両立に関すること＞ 人的資本経営促進課　女性活躍グループ　TEL　082-513-3419 ＜仕事と介護の両立に関すること＞ 雇用労働政策課　労働環境整備推進グループ　TEL　082-513-3411

登録企業は、登録マークを広告等に使用し、対外的に広報することができます。

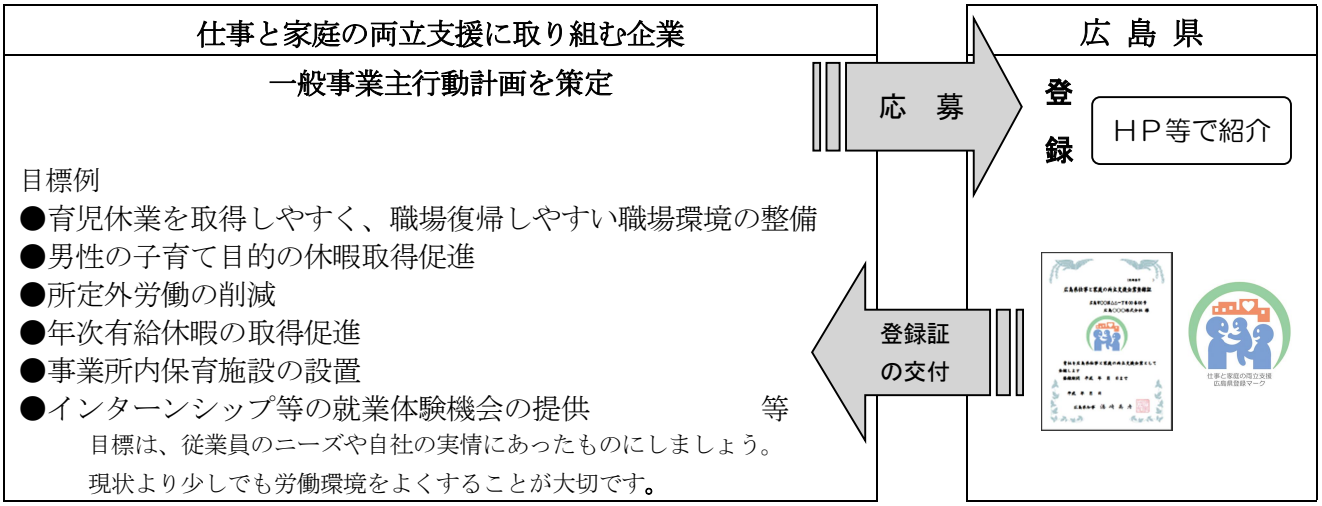

「人的資本経営ひろしま。情報発信ポータルサイト」

広島県仕事と家庭の両立支援登録制度　　検　索

◎ 広島県男性育児休業取得促進ベストプラクティス

内　　容	男性の育児休業取得促進に向けて、企業等が実施している取組のうち、ユニークな取組や他の企業の参考となる優良事例を募集し、公表しています。応募企業はロゴマークを広告等に使用でき、県のホームページ等で取組内容を紹介しています。
窓　　口	人的資本経営促進課　女性活躍グループ　TEL 082-513-3419 広島県 ベストプラクティス　　検　索

取組内容の例
●男性の育児休業に対して、独自の休暇制度を制定 ●取組内容を記載した、自社リーフレットを作成し配布 ●休業中の手当等の支給 ●多能工化で休業中も業務をカバーできる体制を確立 ●男性育児休業取得率○○％　等

《助成金》

◎ 両立支援等助成金

概　　要	育児・介護等を行う労働者を支援する事業主を対象とした助成金制度
内　　容	【出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）】 育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主に支給します。 【介護離職防止支援コース】 「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、介護のための柔軟な就労形態の制度（介護両立支援制度）の利用者が生じたまたは介護休業を取得する労働者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や代替要員の新規雇用（派遣受入を含む）を実施した中小企業事業主に支給します。 【育児休業等支援コース】 「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に支給します。 【育休中等業務代替支援コース】 育児休業や育児短時間勤務の期間中の業務体制整備のため、育児休業取得者や育児短時間勤務を利用する労働者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣受入を含む）を実施した中小企業事業主に支給します。 【柔軟な働き方選択制度等支援コース】 育児期の柔軟な働き方に関する制度（柔軟な働き方選択制度等）を複数導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」に基づき、制度利用者を支援した中小企業事業主に支給します。 【不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース】 不妊治療、月経（ＰＭＳ（月経前症候群）含む。）や更年期といった女性の健康課題に対応するために利用可能な両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組むとともに、不妊治療や女性の健康課題に対する労働者の相談に対応し、それぞれに対応する両立支援制度を労働者が利用した中小企業事業主に支給します。
窓　　口	広島労働局　雇用環境・均等室　TEL 082-221-9247

２　人的資本経営を推進したいとき

《補助金》

◎　広島県人的資本経営促進補助金

<table>
<tr><td>概　　要</td><td>人的資本経営の実践に向けて、自社の現状を可視化し、人的資本情報の開示指標等の改善に取り組む中小企業等に対して、取組に要する経費を補助します。</td></tr>
<tr><td>補助対象企　　業</td><td>・県内に本社又は本店を置く中小企業等
・広島県人的資本経営研究会に加入しており、県が開発した「広島県人的資本開示ツール」により、過去に人的資本開示レポートを作成した又は補助金の申請日の属する県の会計年度内に「広島県人的資本開示ツール」により人的資本開示レポートを作成する中小企業等
・上記人的資本開示レポートを、補助事業の完了の日までに、その組織内外を問わず又はその組織内に限って公開している中小企業等</td></tr>
<tr><td>補助上限額</td><td>・外部開示する場合：上限 80 万円
・内部開示する場合：上限 30 万円
上記の上限額のほか、次の表に定める取組の区分ごとの上限額を超えない範囲で交付します。
※外部開示：人的資本開示レポートを、その組織内外を問わず公開していること。
※内部開示：人的資本開示レポートを、その組織内に限って公開していること。</td></tr>
<tr><td>内　　容
※予定</td><td>次の取組に係る経費を補助します。自社の課題に応じ、複数選択可能です。
<table>
<tr><th colspan="4" rowspan="2">取組</th><th colspan="2">補助上限額</th></tr>
<tr><th>外部開示の場合
全体上限額
80 万円</th><th>内部開示の場合
全体上限額
30 万円</th></tr>
<tr><td rowspan="10">制度構築等</td><td rowspan="10">区分Ⅰ</td><td>①</td><td>人材戦略の策定</td><td rowspan="10">上限 40 万円

※広島県リスキリング推進宣言企業は
上限 50 万円</td><td rowspan="10">上限 10 万円

※広島県リスキリング推進宣言企業は
上限 20 万円</td></tr>
<tr><td>②</td><td>人材育成方針の策定</td></tr>
<tr><td>③</td><td>人事評価制度の導入</td></tr>
<tr><td>④</td><td>キャリア面談制度の導入</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>外部キャリアコンサルタントの活用支援制度の導入</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>リスキリング・資格取得新制度の導入</td></tr>
<tr><td>⑦</td><td>社内メンター制度の導入</td></tr>
<tr><td>⑧</td><td>社内公募制度の導入</td></tr>
<tr><td>⑨</td><td>従業員表彰制度・報奨金制度の導入</td></tr>
<tr><td>⑩</td><td>従業員エンゲージメント調査の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="10">区分Ⅱ</td><td>⑪</td><td>フレックスタイム制度の導入</td><td rowspan="10">上限 40 万円</td><td rowspan="10">上限 10 万円</td></tr>
<tr><td>⑫</td><td>勤務間インターバル制度の導入</td></tr>
<tr><td>⑬</td><td>選択的週休３日制の導入</td></tr>
<tr><td>⑭</td><td>兼業・副業制度の導入</td></tr>
<tr><td>⑮</td><td>ワーケーション制度の導入</td></tr>
<tr><td>⑯</td><td>多様な正社員制度の導入</td></tr>
<tr><td>⑰</td><td>産休・育休等職員を支える従業員への支援制度の導入</td></tr>
<tr><td>⑱</td><td>子育て支援勤務制度の導入</td></tr>
<tr><td>⑲</td><td>家族応援特別休暇（子供長期寄り添い休暇）の導入</td></tr>
<tr><td>⑳</td><td>家族応援特別休暇（セレモニー休暇等）の導入</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

		区分Ⅲ	㉑	女性活躍の推進につながる計画の作成・更新	上限 20 万円	上限 10 万円
	研修	区分Ⅳ	㉒	社内研修の実施	上限 30 万円	上限 10 万円
募集期間	令和７年４月１日～令和７年９月 30 日（予定）					
交付決定企業数	100 社程度（予定） ※予算額に達した場合は、募集を締め切ります。					
窓　口	人的資本経営推進課　人的資本グループ　TEL 082-513-3340 広島県　人的資本経営促進補助金　検　索					

◎ 人的資本経営推進資金（労働支援融資）【P83 参照】

対　象	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等が利用できます。 ①「広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度」に登録し、登録の際に宣言した仕事と家庭や介護との両立支援に係る取組内容を実施するための事業を行う者 ② 女性活躍推進法の「一般事業主行動計画」を実施するための事業を行う者 ③「働き方改革実施企業」に該当する者
限度額	7,000 万円
融資期間	（運転資金）10 年　※うち据置期間１年 （設備資金）10 年　※うち据置期間３年
利率等	資金名：人的資本経営推進資金 運転資金：（3年以内）1.1％／（5年以内）1.3％／（10 年以内）1.5％ 設備資金：（3年以内）0.8％／（5年以内）1.0％／（10 年以内）1.2％ ※信用保証なしの場合は上記利率＋0.3％ ※ 貸出利率：令和７年４月１日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。 信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率Ｃ適用）
窓　口	【施策関係】人的資本経営促進課　人的資本グループ　TEL 082-513-3340 【施策関係】雇用労働政策課　労働環境整備推進グループ　TEL 082-513-3411 【融資関係】経営革新課　金融企画グループ　TEL 082-513-3321